

川崎市公告第1160号

土地区画整理法（昭和29年5月20日法律第119号）第55条第8項の規定に基づき、国土交通省関東地方整備局長より川崎都市計画事業登戸土地区画整理事業の事業計画において定めた施行地区及び設計の概要を表示する図書が送付されましたので、同条第13項において準用する同条第10項の規定により公衆の縦覧に供するため、同法施行令（昭和30年3月31日政令第47号）第1条の2の規定により、次のとおり公告します。

令和8年8月19日

川崎市長 福田 紀彦

1 縦覧場所

川崎市まちづくり局登戸区画整理事務所

（川崎市多摩区登戸1891番地1 第3井出ビル4階）

2 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで